

# 「オール岐阜・企業フェス」企画運営事業委託業務

## プロポーザル募集要領

本県の有効求人倍率は、全国的にも高い水準で推移しており、県経済をけん引している製造業を始め、多くの企業で深刻な人手不足が顕在化しています。

また、本県の大学進学者の8割近くが、主に東海北陸、関西、関東などの県外に進学し、そのUターン率は3割程度（県産業人材課調べ）に留まるなど、若者の県外流出が大きな課題となっています。特に、県外の進学先の約5割が愛知県であり、名古屋圏へのストロー現象が顕著になっています。

県外への進学者は、優先的に現地の県外企業や都市部の企業を対象に就活を行うことが多いため、その結果、岐阜県企業は注目されにくい傾向にあります。

さらに、製造業を中心とする多くの岐阜県企業は、企業間取引が中心であるため一般的な知名度が低く、最初から学生の就活の対象から外されることも少なくありません。こうした不利な状況に直面する多くの県内企業は、慢性的に深刻な人材不足に陥っています。

こうした状況のなか、新型コロナウイルス感染症の影響もあって地方回帰の機運の高まりが見られるようになったことを好機と捉え、県内外の大学生や若年求職者、県内高校生などを対象に、岐阜県で働く魅力や県内企業の魅力、リアルとWEBのハイブリッドで発信する、県内最大規模の合同企業説明会「オール岐阜・企業フェス」を開催し、若者と県内企業のマッチングを図ります。

### 第1 募集の内容

#### 1 委託業務名

「オール岐阜・企業フェス」企画運営事業委託業務

#### 2 業務内容等

仕様書のとおり

#### 3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

#### 4 委託費の上限

35,799,669円（消費税及び地方消費税込み）

### 第2 プロポーザルに係る事項

#### 1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することで、学生に県内企業で働く魅力を十分にアピールするためのイベントを実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、下記①から⑫までのすべての要件を満たすこと。共同体にあっては、代表構成員を含むすべての構成員が①から⑩までのすべての要件を満たし、かつ構成員のうち少なくとも1者が⑪及び⑫の要件を満たす必要があるものとする。

- ① 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 県税等の公租公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑩ 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ⑪ 過去5年間に、実開催による就職活動イベントを開催した実績があること。
- ⑫ 過去3年間に、Web を活用し、双方向でやり取りできるイベントを開催した実績があること。

## 2 企画提案書・見積書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1・様式2に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

### <様式1> 企画提案書

#### 1 企画案の内容等

仕様書で委託事業の内容を確認のうえ、下記の項目に沿って、企画内容を記載してください。

- (1) メインイベント（一般開催日）の企画について
    - ・ イベントの特長やねらいを表し、広報効果も見込める行事名
    - ・ 開催テーマを踏まえ、対象者が参加しやすい day テーマ、日割り、会場構成等
    - ・ 開催テーマに基づき、効果が見込めるセミナー
    - ・ 出展企業のブース割りの考え方
    - ・ 来場者の受付や誘導
    - ・ 簡潔でわかりやすい「業界サプライチェーン」の解説資料及び効果的な活用方法
  - (2) メインイベント（高校生の日）の企画について
    - ・ 「高校生の日」ならではの、高校生の県内企業への理解が深まる企画
    - ・ 休日であるが、高校生や教員等の集客が期待できる企画
    - ・ 来場者の回遊性を高め、企業ブースへの訪問を促すための案内や誘導の工夫
  - (3) サブイベントの企画について
    - ・ 開催テーマの趣旨に合致した、来場者が楽しみながら知的好奇心をくすぐられる企画及び来場者の県内企業への理解が深まる企画
    - ・ 適切な展示やイベントスペースの配置
  - (4) メイン・サブイベントの広報について
    - ・ メイン・サブイベントの趣旨に合致するイメージデザイン、チラシ・ポスター案
    - ・ 効果的なメディア広告及び広報戦略
  - (5) 専用 WEB サイト及び SNS による情報発信について
    - ・ リアルイベントの行事名に準じたサイト名
    - ・ メイン・サブイベントと連動した効果的な情報発信が可能なコンテンツ
    - ・ 事業の趣旨に沿った特別コンテンツ
    - ・ 効果的な「ギフト」との連動方法
    - ・ メイン・サブイベントへの誘客が図られるとともに、出展企業の魅力が伝わる SNS による投稿コンテンツ
  - (6) 独自提案
    - ・ 上記（1）～（5）に含まれない部分で、委託費の範囲内において、効果的な独自提案
- 2 全体スケジュール等  
事業実施におけるスケジュールを記載してください。  
\*メディア媒体への掲載を提案する場合は、企画案を確定すべき時期・原稿提出時期・校了時期などを必ず記載すること。
- 3 業務の実施体制  
業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制、事業実施責任者の資格・経験・能力等を具体的に記載してください。
- 4 提案者の経験・能力等
- (1) 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
  - (2) 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）
    - ・ 事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性（過去の類似事業実績、スタッフの実績等）があれば記載してください。

## <様式2> 見積書

- ※ 企画提案書で提案した内容は、すべて見積書に反映してください。
- ※ 行は実情に応じて追加・削除してください。
- ※ 列幅は実情に応じて調整してください。
- ※ 当該様式に沿ったものであれば、エクセル等を利用して作成しても構いません。

## 3 プロポーザルの手続等

### (1) スケジュール

項目	日程
① 募集要領等の公表・配布	令和4年7月20日(水) ～ 令和4年8月17日(水)
② 募集要領等に関する質問受付	令和4年7月20日(水) ～ 令和4年8月12日(金)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和4年7月20日(水) ～ 令和4年8月17日(水)
④ 企画提案書受付期間	令和4年7月20日(水) ～ 令和4年8月24日(水)
⑤ プロポーザル評価会議	令和4年8月下旬 (予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和4年9月上旬 (予定)

### (2) 募集要領等の公表・配布

- ① 配布日時 **令和4年7月20日(水)～令和4年8月17日(水)まで**  
午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)
  - ② 配布場所 岐阜県商工労働部産業人材課 産学金官連携係  
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁11階)
- ※募集要領等は、岐阜県ウェブサイト内の「公開型プロポーザル」ページ  
(トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル)からも入手できます。  
URL: <http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>

### (3) 募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間  
**令和4年7月20日(水)～令和4年8月12日(金)午後5時15分まで**
- ② 質問書提出方法  
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を産業人材課あてに郵送、FAX又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。  
岐阜県商工労働部産業人材課 産学金官連携係  
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)  
FAX 058-278-2676  
電子メールアドレス c11369@pref.gifu.lg.jp
- ③ 回答  
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県商工労働部産業人材課のホームページ上にて公開します。

### (4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間  
**令和4年7月20日(水)～令和4年8月17日(水)まで**  
午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

②提出書類

- ア 参加申込書（別紙2）
- イ 「第2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加の要件」が確認できる書類」（ただし、②から⑨までについては「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に搭載されている場合は、省略することができます。）
- ウ 共同体構成員届出書（別紙3）（該当する場合のみ）
- エ 共同体協定書（別紙4）（該当する場合のみ）
- オ 共同体委任状（別紙5）（該当する場合のみ）

③提出部数 1部

④提出方法

- ・ 企画提案参加希望者は、参加申込書（別紙2）を産業人材課まで持参又は郵送（必着）により提出してください。
- ・ 郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、8月17日（水）午後5時15分必着としてください。

**（5）企画提案書等、書類の受付**

①受付期間

**令和4年7月20日（水）～令和4年8月24日（水）まで**  
午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日、振替休日を除く）

②提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式1＞  
別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。
- イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式2＞
- ウ 企業等に関する書類
  - （ア）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）
  - （イ）法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式3＞
  - （ウ）直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。  
※共同体として応募する場合、上記ウの（ア）を除く書類は、すべての者の分を提出してください。
- エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式4＞

③提出部数

10部（正本1部、副本9部）

④提出方法

- ・ 産業人材課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。
- ・ 郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、8月24日（水）午後5時15分必着としてください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

**（6）プロポーザル参加に際しての注意事項**

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 「「オール岐阜・企業フェス」企画運営事業委託業務プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 募集要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書を提出した後に辞退をする場合は、「「オール岐阜・企業フェス」企画運営事業委託業務プロポーザル評価会議」開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を産業人材課に持参又は郵送により申し出てください。

**（7）見積書作成に当たっての注意事項**

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

## **(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所**

岐阜県商工労働部産業人材課 産学金官連携係

(注意) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

## **第3 評価に係る事項**

### **1 評価方法**

評価は、県が別に定める構成員により組織された「オール岐阜・企業フェス」企画運営事業委託業務プロポーザル評価会議が行います。

なお、「オール岐阜・企業フェス」企画運営事業委託業務プロポーザル評価会議における評価は、評価項目及び評価内容(別紙)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点します。

### **2 プロポーザル評価会議**

#### **① 開催時期 令和4年8月下旬 (予定)**

開催日時については、後日、企画提案参加者に通知します。

#### **② 開催場所**

県シンクタンク庁舎(岐阜市藪田南5丁目14番12号)(予定)

#### **③ 企画提案の所要時間 (予定)**

プレゼンテーション 20分間

評価会議の構成員からの質疑 10分間

#### **④ 注意事項**

- ・ 正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・ プレゼンテーションを行う方は2名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
- ・ プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。資料のみでプレゼンテーションを実施してください。
- ・ 指定の時刻に遅れた場合には、評価対象とはしません。

### **3 評価項目及び評価内容**

別紙「評価項目及び評価内容」のとおり

## **第4 選定に係る事項**

### **1 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定方法**

提出書類内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

- ・ 順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、評価点と同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数で除して得られる点数とします。

## 2 複数順位点の合計が同じである者が生じた場合の取り扱い

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀候補者として選定します。なお、各評価会議構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

## 3 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がない場合には、再度公募を実施します。

## 4 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

## 第5 契約の締結

### 1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととします。

※本事業は地方創生交付金の対象事業で、現在内閣府への計画変更の承認待ちであるため、承認があるまで契約締結はできません。承認は9月上旬ごろとなっております。

### 2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 企画提案内容の遂行

受託者は、本仕様書及び企画提案書の内容に基づき、委託業務を遂行するものとする。



## **(2) 関係法令等の遵守**

受託者は、職業安定法、労働基準法、労働関係調整法その他の関係法令を遵守すること。また、前記のとおり、本業務遂行の過程において、出展企業が大学生の就職解禁に関する申し合わせに違反することのないよう、企業の出展基準や出展概要及び受託者が企画運営する来場者向けイベントの内容又は構成について、あらかじめ県と協議の上、設定すること。

## **(3) 業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。なお、委託先には、県内企業の選定に努めること。

## **(4) 個人情報保護**

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## **(5) 守秘義務**

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## **(6) 知的財産権の取扱い**

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、或いは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処する。

## **(7) 業務内容の変更・中止等における取扱い**

業務内容の変更・中止等における取扱いについては、県と協議すること。

## **(8) 第三者に対する損害賠償責任**

受託者は、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

## **第7 業務の継続が困難となった場合の措置**

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### **(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合**

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

### **(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合**

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

## 第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁11階）  
岐阜県商工労働部産業人材課 産学金官連携係  
TEL 058-272-8406（直通）  
058-272-1111（内線3292）  
FAX 058-278-2676  
電子メールアドレス c11369@pref.gifu.lg.jp

## 「オール岐阜・企業フェス」企画運営事業委託業務 評価項目及び評価内容

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。なお、各構成員の評価採点の合計が、60点以上であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	評価基準点				
1 提案内容の有効性及び実現可能性（75点）	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
(1) メインイベント（一般開催日）の企画について（15点） ・ イベントの特長やねらいを表し、広報効果も見込める行事名が提案されているか。 ・ 開催テーマを踏まえ、かつ対象者が参加しやすいdayテーマ、日割り、会場構成等となっているか。 ・ セミナーは、開催テーマに基づいたものとなっており、また、想定する効果は明確であるか。 ・ 出展企業のブース割りの考え方は適切であるか。 ・ 来場者の受付や誘導は、適切なものとなっているか。 ・ 「業界サプライチェーン」の解説資料は、簡潔でわかりやすいものとなっているか。また、WEB掲載以外の活用方法がある場合、それは効果的であるか。	15点	12点	9点	6点	3点
(2) メインイベント（高校生の日）の企画について（10点） ・ 「高校生の日」ならではの、高校生の県内企業への理解が深まる企画となっているか。 ・ 休日であるが、高校生や教員等の集客が期待できる企画となっているか。 ・ 来場者の回遊性を高め、企業ブースへの訪問を促すための案内や誘導の工夫はされているか。	10点	8点	6点	4点	2点
(3) サブイベントの企画について（15点） ・ イベントは開催テーマの趣旨に合致し、来場者が楽しみながら知的好奇心をくすぐられる企画であるか。また、来場者の県内企業への理解が深まる企画であるか。 ・ 展示やイベントスペースの配置は、適切であるか。	15点	12点	9点	6点	3点
(4) メイン・サブイベントの広報について（15点） ・ メイン・サブイベントの趣旨に合致するイメージデザイン、チラシ・ポスター案が提案されているか。 ・ メディア広告、広報戦略は、効果的であるか。	15点	12点	9点	6点	3点
(5) 専用WEBサイト及びSNSによる情報発信について（15点） ・ サイト名は、リアルイベントの行事名に準じているか。 ・ メイン・サブイベントと連動した効果的な情報発信が可能なコンテンツとなっているか。 ・ 特別コンテンツは事業の趣旨に沿ったものとなっているか。 ・ 「ギフトッシュ」との連動について、効果的な提案がされているか。 ・ SNSによる情報発信について、メイン・サブイベントへの誘客が図られるとともに、出展企業の魅力が伝わる投稿コンテンツであるか。	15点	12点	9点	6点	3点
(6) 独自提案について（5点） ・ 上記（1）～（5）に含まれない部分で、委託費の範囲内において、効果的な独自提案がされているか。	5点	4点	3点	2点	1点
2 事業を適正かつ確実に実施する能力（25点）					
(1) 実施能力について（10点） ・ 事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制があり、経験のある者を配置するなど、業務遂行能力の高い事業者であるか。 ・ 提案者の経営基盤が安定しているか。	10点	8点	6点	4点	2点
(2) 業務実績について（5点） ・ 本事業に類する事業の実績から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分生かせることが期待できるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(3) 見積内容について（5点） ・ 事業費の積算は、提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(4) 社会的課題への取り組みについて（5点） ・ 「仕事と家庭の両立支援」（2点）、「障がい者雇用」（2点）、「若者の育成」（1点）といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5点	4点	3点	2点	1点
計	100点				